

# 母子家庭に

## より一層のしあわせを

母子家庭の生活の安定と向上のためにいろいろな福祉施策があります。その一部をお知らせします。

### 〈母子（寡婦）福祉資金の貸付け〉

母子（寡婦）家庭の経済的な自立を助け、希望にみちた明るい家庭づくりの手助けのために次のような貸付金の種類があります。

事業開始、事業継続、住宅、修学、技能習得、修業、生活、就職支度、就学支度、転宅、療養、結婚の各資金（注・貸付金の限度、償還期限、利率等はそれぞれ異なります）

貸付を受けることができる人

#### (1) 母子福祉資金

二〇歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子および配偶者が精神または、身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子。または、二〇歳未満の父母のいない児童

#### (2) 寡婦福祉資金

配偶者のいない女子で四〇歳以上の者。または寡婦の養育している二〇歳以上の子。

### 〈母子家庭等就学・就職支度金給付事業〉

母子家庭等の児童が小・中学校に入学するとき、又は義務教育を修了して進学・就職するときには

各一万円の支度金が支給されます。対象者

県内に住所を有し、所得税が課されていないもの。ただし生活保護の被保護世帯は除く。

### 〈児童扶養手当〉

死亡・離婚・行方不明等により父親がいない家庭や、父親が廃疾の状態にある家庭で一八歳未満の児童の日常生活の世話をしている母、または養育者に支給されます。ただし、次の場合は支給されません。

(一) 手当を受けようとするものが日本国民でないとき、または国内に住所を有しないとき。

(二) 国民年金の障害福祉年金および老令福祉年金以外の公的年金を受領できること。

(三) 請求者および同居家族の収入が政令で定める額を超えるとき。

手当額

○ 児童一人の場合  
月額二一、五〇〇円

○ 児童二人の場合の加算額  
月額二、〇〇〇円

○ 児童三人以上の場合の児童一人に対する加算額月額 四〇〇円

### 〈交通遺児等援護手当〉

交通災害などで父母等を失ないまたは父母等が交通災害により廃疾の状態になった家庭で義務教育

期間中の児童および高等学校に在学中の児童を養育しておられる方に支給されます。ただし、養育者が現年度の町民税の所得割の非課税世帯であることが必要です。

手当額（遺児一人につき）

義務教育期間中の者

月額一、二〇〇円  
高等学校在学中の者  
月額一、七〇〇円

### 〈母子家庭医療費助成事業〉

母子家庭の医療費に対し、国民健康保険法及び社会保険各法による医療費の自己負担分を支給する制度が昭和五三年一〇月から開始されました。

これらの制度についてくわしい

## 二〇歳になったら

## 国民年金加入の届出を

日本の国民は、二〇歳になった日から、成人としての権利が得られ、同時に義務も課せられます。

国民年金に加入することも、そのひとつです。

必ず加入しなければならない人

厚生年金などの公的年金に加入していない二〇歳から五九歳までの人はすべて加入しなければなりません。

なお、昼間部の大学生、他の公的年金に加入しているサラリーマンの奥さんなどは、この「当然加入」の対象者から除かれています

ことは住居課福祉係でおたずねください。

### 環境美化標語

### ポスター入選決まる

油谷町環境衛生推進協議会が、事業の一環として募集しておりました標語・ポスターの入賞作品が決まりました。

### 標語入選

きれいな町は

一人一人の心がけから

大平小三年

山本裕子

### ポスター入選

伊上小四年

福村拓弥

他七名

が、希望すれば加入することができま

このよう

年金があります

けがや病気で障害者になったときは障害年金、ご主人がなくなると母子家庭となったときは母子年金、両親がなくなると子供だけが

残されたときは遺児年金、その他寡婦や祖母と孫だけになった世帯などにも年金が支給されます。そして、六五歳になれば老齢（通算）年金によって老後がゆたかに守られます。

また、これらの年金には物価ス

ライド制が採り入れてありますから、将来物価の変動によって、受取る年金額が目減りするようないことがありません。

### 保険料は

一か月二、七三〇円

保険料は月額二、七三〇円の定額ですが、ほかに月額四〇〇円の付加保険料を納めると、より多い老齢年金が受けられます。

### あなたの年金大丈夫

ーただいま

### 特例納付実施中

今、実施されている国民年金の特別納付制度をご存知ですか。

この制度は、国民年金の保険料を長いこと滞納していたとか、国民年金に加入しなければならなかったのに、その手続きをしていなかったなどの理由で、将来老齢年金を受けることができなくなってしまう人に、今から時効にかかった期間の保険料を納めれば、年金を受ける権利が確保できるようにするものです。

納める保険料の額は

一か月 四千元

### 取扱期間は

五三年七月一日から

五五年六月三〇日まで

なお、明治四四年四月一日以前に生まれた人や、サラリーマンの奥さんなど、任意加入の人は特例納付をすることができません。くわしくは、住民課福祉係へお問い合わせください。